

戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金の支給について

この度、戦没者等の遺族で昭和六十年四月一日から平成元年三月三十一日まで、公務扶助料、遺族年金等を受給していた遺族（戦没者等の妻、父母等）が失権した場合、残された遺族に特別弔慰金が支給されることになりました。

支給の対象者

戦没者死亡当時の遺族で、次の順序に従って最も順位が先の一人です。

- (1) 平成元年四月一日までに弔慰金（遺族国庫債券）を受けた人
- (2) 戦没者の子
- (3) 戦没者と生計を共にしていた
①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- (4) 婚姻、養子縁組により平成

元年四月一日現在氏が変わっている人は該当しません。

(4) 戦没者と生計関係がなかったか、または前記(3)に該当しなかった①父母 ②孫 ③祖父母

(5) 前記(3)及び(4)以外の三親等内親族

（戦没者死亡まで引き続いて一年以上生計を共にしていた人に限ります。）

請求の期限

平成四年六月二十七日

受付窓口

市福祉事務所

請求用紙は福祉事務所にありますが、他に戸籍抄本等必要です。

問合せ先 福祉事務所老人福祉係
☎(43) 1111 内線133

年末年始の 交通事故防止 県民運動

12月10日～1月10日



- シートベルト・ヘルメットは正しく着用しましょう
- 無事故・無違反に努めましょう
- 飲酒・過労・スピードの出し過ぎ等無謀運転はやめましょう
- 暴走族を追放しましょう

国民年金には保険料の 免除制度があります

免除制度があります

国民年金に加入している農業や自営業の人（第一号被保険者）は、月額八〇〇〇円の保険料を納めなければなりません。

二十歳から六十歳までの長い加入期間のうちには、経済的な理由などにより、保険料を納めたくても納められない人もあると思います。

そこで、国民年金には、申請により保険料の納付が免除される場合があります。

どうしても保険料を納められな



いときは、未納のままにしておかないで、市役所市民課国民年金係に相談してください。

農林水産大臣から感謝状

清水 一夫さん（朝日馬場）

十月十九日に「統計の日」の記念式典が行われ、清水一夫さん



（朝日馬場）に農林水産大臣から感謝状が、授与されました。

清水さんは関東農政局山梨統計情報事務所で行っている養蚕統計調査に永年にわたって協力し、地域農業の発展に大きな功績を残したとして今回の受賞となりました。

老人福祉のためにと 寄付

小形山の鈴木寛一さんから、老人福祉のために十万円（父の葬儀香典の一部）が寄付されました。市社会福祉協議会において有効に活用させていただきます。

歳末福祉バザーに ご協力を

今年も十二月十七日（日）午後一時より第五回歳末福祉バザーを行います。バザーに寄付していただける品物がありましたら、組長または自治会長宅にお届けくださるようお願いいたします。

問合せ先 都留市社会福祉協議会

ボランティア係

☎(43) 1321 内線51

能力開発講座

県立都留能力開発センターでは、次の講座の受講者を募集します。

○税務会計（所得税）

所得税法の基礎を学びながら、自ら確定申告ができるよう、わかりやすく指導します。

日程 1月18（木）19（金）22（月）

23（火）25（木）26（金）

29（月）30（火）の8日間

時間 午後6時～8時50分

定員 20名

受講料 2000円 他にテキスト代がかかります。

受付期間 平成2年1月8日まで

ただし定員に達し次第締め切ります。

詳細は同センター

☎(43) 8911